（現行）

松山国際ゴルフ倶楽部　会則

第１章　総　則

第１条～第３条　（略）

第２章　会　員

第４条　（会員の種類）

１．倶楽部の会員は次のとおりとする。

（１）特別会員

倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

（２）正会員

会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

（３）法人２名式正会員

会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が法人２名式正会員の資格を承認した法人とする。

（４）追加

２．会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

３．正会員のうち、法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）１名を、法人２名式正会員は、登録者２名を、会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙１から別紙３までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第５条　（会員の権利）

１．会員は、会社が定める休業日を除くすべての営業時間内に会社が別紙４に定める条件で、施設を優先的に利用することができる。

（１）追加

（２）追加

２．会員は、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。

３．会員は、会社が別紙５に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

４．会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

５．会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第６条～第１２条　（略）

第３章～第５章　（略）

第６章　附　則

第２７条～第２８条　（略）

第３０条　本会則は２０２６年１月１日から改定施行する。

以　上

（２０２６年１０月１日改定）

松山国際ゴルフ倶楽部　会則

第１章　総　則

第１条～第３条　（略）

第２章　会　員

第４条　（会員の種類）

１．倶楽部の会員は次のとおりとする。

（１）特別会員

倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

（２）正会員

会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

（３）法人２名式正会員

会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が法人２名式正会員の資格を承認した法人とする。

（４）平日会員

会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。

２．会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

３．正会員のうち、法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）１名を、法人２名式正会員は、登録者２名を、会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙１から別紙３までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第５条　（会員の権利）

１．会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める施設の休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙４に定める条件で、施設を優先的に利用することができる。

（１）特別会員、正会員および法人２名式正会員：全日

（２）平日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）

２．会員は、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。

３．会員は、会社が別紙５に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

４．会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

５．会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第６条～第１２条　（略）

第３章～第５章　（略）

第６章　附　則

第２７条～第２８条　（略）

第３０条　本会則は２０２６年１０月１日から改定施行する。

以　上

会則 別紙2 新旧対照表

現行会則

松山国際ゴルフ倶楽部　名義変更手続要項

手　続

1. 必要書類の提出　　譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類❶、❷）をまとめてご提出ください
2. 資格審査　　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知　　譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）
4. 名義変更料の振込　　入金確認後、会員資格が付与されます

※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条　件

1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること
 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと
4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

❶ 譲受人（入会）必要書類

① 入会申込書（法人用または個人用）	
② 委任状（譲受人用）	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

❷ 譲渡人（退会）必要書類

① 名義変更申請書	譲受人と連記
② 委任状（譲渡人用）	
③ 会員権の証書	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要

＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
＊ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
＊ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
＊ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
＊ 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料（消費税込）

	正会員	法人2名式正会員
一般	165,000 円	330,000 円
相続の場合	33,000 円	—
2親等内親族間の場合	55,000 円	—
登録者同一の場合（個⇔法、別法人間）	55,000 円	—

年会費（消費税込）

1. 期　間　　1月1日～12月31日　※前払い制（継承可）
2. 金　額

正会員	法人2名式正会員
28,600 円	57,200 円

書類送付先 連絡先

書類送付先
松山国際ゴルフ倶楽部　会員課
〒791-0221　愛媛県東温市上村乙347

連絡先
電話　089-964-2350
FAX　089-964-3384

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

2026年10月1日改定

松山国際ゴルフ倶楽部　名義変更手続要項

手　続

1. 必要書類の提出　　譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類❶、❷）をまとめてご提出ください
2. 資格審査　　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知　　譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）
4. 名義変更料の振込　　入金確認後、会員資格が付与されます

※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条　件

1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること
 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと
4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

❶ 譲受人（入会）必要書類

① 入会申込書（法人用または個人用）	
② 委任状（譲受人用）	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

❷ 譲渡人（退会）必要書類

① 名義変更申請書	譲受人と連記
② 委任状（譲渡人用）	
③ 会員権の証書	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要

＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
＊ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
＊ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
＊ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
＊ 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料（消費税込）

	正会員	法人2名式正会員	平日会員
一般	165,000 円	330,000 円	82,500 円
相続の場合	33,000 円	—	33,000 円
2親等内親族間の場合	55,000 円	—	55,000 円
登録者同一の場合（個⇔法、別法人間）	55,000 円	—	55,000 円

年会費（消費税込）

1. 期　間　　1月1日～12月31日　※前払い制（継承可）
2. 金　額

	正会員	法人2名式正会員	平日会員
2026年分	28,600 円	57,200 円	15,400 円
2027年分以降	30,800 円	61,600 円	15,400 円

書類送付先 連絡先

書類送付先
松山国際ゴルフ倶楽部　会員課
〒791-0221　愛媛県東温市上村乙347

連絡先
電話　089-964-2350
FAX　089-964-3384

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則 別紙3 新旧対照表

現行会則

松山国際ゴルフ倶楽部　登録者変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 登録者変更料の振込　入金確認後、登録完了となります ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条　件	1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること
必要書類	① 登録者変更申請書　法人の実印を捺印、登録者は認印可 ② 法人の印鑑証明書 ③ 法人の履歴事項全部証明書 ④ 新登録者の顔写真1枚（申請書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。 ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書 ⑦ 会員権の証書 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
登録者変更料（消費税込）	正会員：55,000 円
書類送付先 連絡先	書類送付先：松山国際ゴルフ倶楽部　会員課 〒791-0221　愛媛県東温市上村乙347 連絡先：電話　089-964-2350 FAX　089-964-3384

2026年10月1日改定

松山国際ゴルフ倶楽部　登録者変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 登録者変更料の振込　入金確認後、登録完了となります ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条　件	1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること
必要書類	① 登録者変更申請書　法人の実印を捺印、登録者は認印可 ② 法人の印鑑証明書 ③ 法人の履歴事項全部証明書 ④ 新登録者の顔写真1枚（申請書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。 ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書 ⑦ 会員権の証書 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
登録者変更料（消費税込）	正会員：55,000 円　平日会員：55,000 円
書類送付先 連絡先	書類送付先：松山国際ゴルフ倶楽部　会員課 〒791-0221　愛媛県東温市上村乙347 連絡先：電話　089-964-2350 FAX　089-964-3384

会則 別紙4－① 新旧対照表

現行会則

松山国際ゴルフ倶楽部　会員プレー料金

			月曜から金曜	土日祝日
プレーフィ	正会員		5,170 円	6,270 円
割増カートフィ	1R	3B	330 円	330 円
		2B	550 円	1,650 円
キャディフィ	1R	4B	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円
		2B	4,400 円	4,400 円
連盟協力金			80 円	80 円
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,815 円	1,815 円
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	0 円	0 円
		3B	165 円	165 円
		2B	275 円	825 円
追加ハーフキャディフィ	0.5R	4B	1,650 円	1,650 円
		3B	1,925 円	1,925 円
		2B	2,200 円	2,200 円
ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）	正会員		3,620 円	3,620 円
ハーフプレー割増カートフィ	0.5R	3B	165 円	165 円
		2B	275 円	825 円
ゴルフ場利用税			600 円	600 円

※ 記載料金（連盟協力金およびゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ 早朝ハーフプレーは6月～8月まで、薄暮ハーフプレーは通年となります。

2026年10月1日改定

松山国際ゴルフ倶楽部　会員プレー料金

			月曜から金曜	土日祝日
プレーフィ	正会員		5,170 円	6,270 円
	平日会員		5,170 円	―
割増カートフィ	1R	3B	330 円	330 円
		2B	550 円	1,650 円
キャディフィ	1R	4B	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円
		2B	4,400 円	4,400 円
連盟協力金			80 円	80 円
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,815 円	1,815 円
	平日会員		1,815 円	―
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	165 円	165 円
		2B	275 円	825 円
追加ハーフキャディフィ	0.5R	4B	1,650 円	1,650 円
		3B	1,925 円	1,925 円
		2B	2,200 円	2,200 円
ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）	正会員		3,620 円	3,620 円
	平日会員		3,620 円	―
ハーフプレー割増カートフィ	0.5R	3B	165 円	165 円
		2B	275 円	825 円
ゴルフ場利用税			600 円	600 円

※ 記載料金（連盟協力金およびゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ 早朝ハーフプレーは6月～8月まで、薄暮ハーフプレーは通年となります。

会則 別紙6 新旧対照表

現行会則

松山国際ゴルフ倶楽部　諸料金一覧

料金種目	正会員
年会費	28,600 円
年会費（2名式）	57,200 円
証書再発行手数料	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円

（消費税込）

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

2026年10月1日改定

松山国際ゴルフ倶楽部　諸料金一覧

料金種目	正会員	法人2名式正会員	平日会員
年会費 2026年分	28,600 円	57,200 円	15,400 円
年会費 2027年分以降	30,800 円	61,600 円	15,400 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円	3,300 円

（消費税込）

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。